

## ベトナム税務当局は移転価格税制に関する法律 施行を強化

### 概要

2012-2015年の移転価格の管理に関するアクションプランを承認した後に、ベトナム税務当局は職員の訓練に注力し、移転価格に関する調査を強化しています。

最近、税務総局と地方税務当局は移転価格税制に関する活動を強化すると共に、事業体に移転価格関連で申告書と移転価格文書の提出を要求しています。

さらに、2013年7月1日より有効となった税務管理法の一部条項を改定する改定法はベトナムに於ける事前確認制度（APA）の適用を正式に規定しています。APAに関するガイダンスを規定するCircularは現在制定作業中です。

本移転価格に関するタックスアラートは最近に行なわれた移転価格税制に関する当局の活動を確認すると共に、今後公表されるAPAに関するガイダンスを概説いたします。

### 要約

- ▶ 税務当局は多くの外資企業、特にアジア諸国に移転価格関係で、その取引や申告書と市場価格算定に関する書類、資料の提供を請求する
- ▶ 赤字企業はさらに理由を説明すると共に、市場価格の調整を行なう必要がある。
- ▶ 事業体が取引情報の開示を遵守しない場合や、市場価格算定用書類を提出しない場合、税務当局は市場価格を自分で決めることが可能。
- ▶ 税務当局は比較対象企業を自ら選択できる。
- ▶ APAは2013年7月より適用され、これの施行を規定するガイダンスが制定作業中である。



Building a better  
working world

## 移転価格税制の施行及び移転価格の調査を強化

最近、Binh Duong省など大きな都市や省の税務当局は多くの事業体に2012年度以前の移転価格において、その取引の独立企業間価格の算定方法に関する文書の提供を請求する通知を発行しました。

- ▶ 調査中に、税務当局は事業体に移転価格税制のコンプライアンス状況を調査し、以下の資料の提出を求めました：
  - ▶ 財務諸表；
  - ▶ 関連当事者との契約書；
  - ▶ 取引情報の申告書；及び
  - ▶ その他関連文書
- ▶ さらに、税務当局は事業体に対してグループ内の経済的実態に関する文書をベースに関連会社との取引を詳細に説明するよう要求しました。
- ▶ 欠損金が発生した事業体は原因説明をすると共に、要求に従って情報を提供しなければなりません。特定の場合、税務当局は赤字又は利益が少ない事業体に対して提出した法人所得税の申告書を調整するよう要求しました。
- ▶ 事業体が関連会社との取引情報を開示する規則を遵守しない場合や、独立企業間価格の算定方法に関する書類を提出しない場合、税務当局は納税者には公開しないデータを根拠にして独立企業間価格を算定し、移転価格の調整及び違反処罰を決定します。
- ▶ 多くの場合、事業体は要求された情報を30日以内に提出しなければなりません。
- ▶ 調査対象は日本、韓国、台湾、香港、中国及びアメリカなどほとんどが外資企業となっています。

## APA施行を規定するCircularの草案

現在、税務総局及び財務省はAPA施行を規定するCircularの草案を制定中で、近い将来に正式に公表予定です。

### 私どもの見解及びコメント

税務当局は専門能力を整備し、移転価格に関する管理機能を強化しています。調査対象企業が増加していることは移転価格が継続的に2012-2015年のベトナム税務当局の国家的な中心課題であることを証明しています。

弊社の経験上、資料の提供及び独立企業間価格の説明は税務当局による調査の最初のステップです。納税者は前記の最初のステップを慎重かつタイムリーに処理しないと、税務当局が移転価格の監査を正式に実施する可能性があります。従って、企業は移転価格税制のコンプライアンス状況を再度見直し、将来の移転価格調査のために主体的に準備しておく必要があります。

移転価格に関する調査、検査が強化されている段階で、APAに関するCircularが発行されることは歓迎すべきであり、企業は違反処罰、独立企業間価格算定に関するリスクを避けられます。このAPAに関しては今後のタックスアラートで最新情報をお届けいたします。

## お問い合わせ先

本Tax Watch Update及び EY ベトナムが提供する税務及びアドバイザー業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

Huong Vu パートナー

huong.vu@vn.ey.com

Trang Pham パートナー

trang.pham@vn.ey.com

Thanh Trung Nguyen ディレクター

thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

The Gi a Tran ディレクター

the.gi.a.tran@vn.ey.com

佐藤 行洋 日系企業担当マネージャー

Yukihiro.Sato@vn.ey.com

Kyung Hoon Han 韓国系企業担当マネージャー

Kyung.hoon.han@vn.ey.com

### ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー

christopher.butler@vn.ey.com

Nhung Tran Thi Tuyet パートナー

nhung.tran@vn.ey.com

Nitin Jain パートナー

nitin.jain@vn.ey.com

Nguyen Tan Phat ディレクター

phat.tan.nguyen@vn.ey.com

Nguyen Thi Khanh Ha ディレクター

ha.khanh.nguyen@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当インドシナ統括ディレクター

Takahisa.onose@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transaction  
| Advisory

### EYについて EY概要

EYはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザーのグローバルリーダーです。弊社は高品質な専門業務やインサイト情報を提供することにより資本市場及びグローバル経済に於ける信頼関係を構築いたします。弊社の顧客に対する約束を守るため、優秀な人材の開発を目指します。そうすることによって、弊社のスタッフ、顧客、コミュニティのために、より良い社会の構築のために積極的役割を担います。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

©2013 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.  
APAC no. 16000001  
ED 0514

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[ey.com](http://ey.com)